

平成 25 年度 事業計画書

I 基本方針

当協会は、平成 24 年 4 月 1 日より、公益財団法人へと移行し、北海道スポーツ振興計画（健康でこころ豊かなスポーツライフを築く「生涯スポーツ社会」の実現）及び北見市教育行政方針（健康づくりと競技力向上や地域に根ざしたスポーツ活動の推進）を踏まえ、北見市及びオホーツク圏のスポーツ振興の中心的な役割を果たすべく、公益的事業に取り組む。

また、組織の効率化及び強化を図るとともに、加盟団体、地域スポーツ団体及び北見市と連携し、当協会の定款に掲げる目的（地域の人々の体育・スポーツ振興に関する事業を行い、地域住民の体力の向上を図りスポーツ精神を養い、もって地域住民の心身の健全な発展と豊かな生活に寄与する）達成に努める。

II 重点目標

- 1 スポーツの普及・振興
- 2 青少年スポーツの推進
- 3 体育施設を有効に利用した生涯スポーツの推進

III 事業内容

【公益目的事業 1】

スポーツ指導者の養成や派遣等を通じ、競技力の向上及びスポーツの普及・振興のための事業を行う。

1 指導者養成事業（定款第 4 条第 1 項 第 3 号関係）

① スポーツリーダーバンク指導者養成

北見市教育員会と共催し北見市民を対象に、軽スポーツや水泳等の活動を行う、グループや団体の要望に応え、指導及び支援等を行う、「北見市スポーツリーダーバンク指導者」を養成する。

② 競技指導者養成事業

中学、高校等で部活動等を指導している者を対象に、指導力の向上を目的とし、プロスポーツのトレーナーを招き、講習会を開催する。

2 指導者派遣事業（定款第 4 条第 1 項 第 2 号関係）

軽スポーツ、レクリエーション、水泳等の活動を行う、グループや団体の要請に応じ、北見市リーダーバンクに登録された指導者を派遣し、市民スポーツの支援を行う。また、指導者の資質の向上を目的とした研修会を開催するとともに当該目的の研修会等への参加も行う。

3 大会派遣助成事業（定款第 4 条第 1 項 第 1 号関係）

北見市在住で、北海道体育協会が国民体育大会北海道選手として名簿に記載された者に対し、助成金を交付する。

4 顕彰事業（定款第4条第1項 第5号関係）

北見市のスポーツ振興等に功績のあった者や、競技会（全国・全道大会）で優秀な成績を収めた個人、団体に対しその事績に応じ表彰を行い、その功績を讃える。

5 スポーツ団体強化育成事業（定款第4条第1項 第4号関係）

加盟団体や地域のスポーツ団体等が、競技力の向上、指導者の養成及び選手の育成等を目的として行う講習会、研修会、大会等の事業に対し経費の全部又は一部を助成する。

6 スポーツ情報の提供・広報活動

ホームページや体協情報等を活用し、スポーツ行事、市内体育施設の利用状況等の情報を提供する。

事業の公共性について（認定法第2条）

- 1 スポーツの振興、普及及び競技力の向上によってスポーツの底辺の拡大を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 2 スポーツ指導や各地域のスポーツ団体等の支援を通じ、健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【公益目的事業2】

青少年を対象としたスポーツ行事の開催や北見市スポーツ少年団を通じ、青少年の健全な育成、体力の向上等を図り、明るく健康な地域づくりを目指す。

1 スポーツ体験事業（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

小学生から中学生を対象にプロスポーツ選手等からの指導等を通じ、児童、青少年のスポーツへの関心を深める。

2 体力測定会の開催（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

スポーツ少年団及びこれからスポーツ少年団に加入しようとする団体を中心に、年2回体力測定会を行い、測定結果をデータ化し、個々に合ったスポーツプログラムの提供、アドバイスをを行う。

3 スポーツ交流会の開催（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

スポーツ少年団及びこれからスポーツ少年団に加入しようとする団体が、年1回レクリエーション競技等を通じ、相互の交流を深める。

4 スポーツ少年団の育成事業（定款第4条第1項 第3号 第7号関係）

北見市スポーツ少年団の加入推進及び登録事務を行い、次の事業を実施する。

① 大会派遣助成

全国・全道大会に参加するスポーツ少年団に「北見市スポーツ・文化等振興補助金交付基準」に基づき、大会参加のための経費の一部を助成する。

② 指導者・育成者研修

スポーツ少年団の指導者、父母を対象に、スポーツ指導方法や子供への栄養バランスのとり方など専門家を招き研修する。

③ ジュニアリーダー養成

網走管内スポーツ少年団と共催し、スポーツ少年団の19歳までの青少年を対象に、その所属する団体のリーダーになるための講習会を開催する。

事業の公共性について（認定法第2条）

- 1 青少年スポーツの支援と子供を対象に行うスポーツ行事等は認定法第2条第1項第4号別表第7「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当する。
- 2 青少年スポーツの振興を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 3 各地域のスポーツ少年団活動の支援を通じ、健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【公益目的事業3】

市民スポーツ大会、健康体力づくり等の事業開催及び支援。また指定管理者としてオホーツク圏の生涯スポーツの拠点である北海道立北見体育センターの管理運営を行うことにより、施設や立地条件等を活用した様々なスポーツ教室やスポーツ行事を通じ、地域住民の健康意識の向上、生涯スポーツの振興及び健全な地域づくりを目指す。

1 市民体育祭（定款第4条第1項 第1号関係）

体育の日を中心に、北見市及び競技団体と共催して東陵運動公園競技場及び市内体育施設で各競技大会を開催する。また、体育の日に総合開会式を開催する。

2 市民ウォーキング（定款第4条第1項 第1号関係）

誰もが簡単に参加できるウォーキングを通じて市民の健康増進や新しい仲間づくりの機会を提供する。参加者の体力に応じた距離別のコースを設置し、「北見歩こう会」の協力を得て実施する。

3 体育の日無料開放（定款第4条第1項 第1号 第7号 第8号関係）

体育の日に北海道立北見体育センターを無料開放し、希望者には体力測定を行うなど、スポーツに親しむ機会を提供する。

4 スポーツ教室の開催（定款第4条第1項 第2号 第8号関係）

初心者、高齢者、女性等、幼児と母親など様々な参加者を対象としたスポーツ教室を開催する。

- ① ピラティス・シェイプアップエクササイズ教室
- ② ノルディックウォーキング教室

- ③ エアロビクス・タイ式ヨガ教室
 - ④ パークゴルフ教室
 - ⑤ 歩くスキー教室
 - ⑥ 母と子の体操教室
 - ⑦ シルバーアンチエイジング教室
- 5 トレーニング教室の開催（定款第4条第1項 第2号 第8号関係）
参加対象者を「一般」「青少年」「高齢者」「女性」等年齢や性別等に分け、それぞれの体力、運動能力に応じたトレーニング教室を開催する。
- 6 屋内スポーツ講習会・研修会（定款第4条第1項第2号 第3号 第4号 第8号関係）
北海道立北見体育センターを利用して、生涯スポーツの振興及び競技力の向上のため、10種目程度の屋内競技を中心として、講習会、研修会等を開催する。事業の実施にあつては当該種目団体の協力を得て行う。
- 7 親子・文化スポーツ教室
夏休み若しくは冬休みに、市内の文化施設（社会教育施設）と連携し、親子（小学生と保護者）を対象に、文化（科学）・スポーツに親しむ機会を提供する。
- 8 地域協働事業（定款第4条第1項 第2号 第6号 第7号 第8号関係）
地域及び関係団体等が行う地域振興事業等に参加し、各種スポーツの紹介、簡単な体力測定を実施し、スポーツ・健康づくりの情報提供を行う。
- 9 トレーニング指導及び健康体力づくり相談（定款第4条第1項 第6号 第8号関係）
北海道立北見体育センターの利用者を対象に、トレーニング機器の操作指導や個々に合った健康体力づくりのためのトレーニングプログラムの作成等を行う。また希望者には体力測定を実施し健康体力づくりのアドバイスを行う。
- 10 施設の貸出
北海道立北見体育センターの設置目的を踏まえ、各種競技会大会、研修会、個人利用等に、アリーナ、講堂、研修室、トレーニング室の貸出を行う。
また、施設利用の促進を図るため、年に1回無料で施設（アリーナ・トレーニング室）を開放する。

事業の公共性について（認定法第2条）

- 1 高齢者を対象とした健康増進のための事業は認定法第2条第1項第4号別表第4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当する。
- 2 子供や親子を対象に行うスポーツ教室等は認定法第2条第1項第4号別表第7「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当する。
- 3 生涯スポーツの振興を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 4 健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【収益事業等】

その他事業

北見市立体育センター等管理運営業務（定款第4条第1項 第8号関係）

北見市の指定を受け、次の7施設の管理運営を行う。

- ・北見市立体育センター
- ・北見市東地区市民トレーニングセンター
- ・北見市南地区市民トレーニングセンター
- ・北見市北地区市民トレーニングセンター
- ・北見市小泉地区市民トレーニングセンター
- ・北見市相内地区市民トレーニングセンター
- ・北見市上ところ地区市民トレーニングセンター